

長労発基0703第1号  
令和2年7月3日

長崎地方最低賃金審議会  
会長 松本 睦樹 殿

長崎労働局長  
瀧ヶ平 仁

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金（昭和55年長崎労働基準局最低賃金公示第9号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。